

2025年1月 21日

日本専門看護師協議会
会 員 各 位

日本専門看護師協議会選挙管理委員会
委員長 迫田 典子

日本専門看護師協議会 理事選挙の告示
(実施方法と当選人の決定について)

謹啓 会員のみなさまにおかれましては、ますますご健勝のことと存じます。日頃より本学会へ多大なるご尽力を賜り、ありがとうございます。

このたび、一般社団法人日本専門看護師協議会定款第 22 条に基づき、理事選挙を以下の要領に沿って実施いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

謹白

記

1. 選挙人および被選挙人

1) 選挙人

評議員選挙により選出された社員（評議員）

2) 被選挙人

評議員選挙により選出された社員（評議員）

2. 選挙の実施方法

1) 選出する理事の人数は合計 19名であり、その内訳は下記のとおりである

分野	理事の人数	分野	理事の人数
がん看護	4	慢性疾患看護	2
精神看護	2	急性・重症患者看護	2
地域看護・在宅看護	1	感染症看護	1
老人看護	2	家族支援	1
小児看護	2	災害看護	1
母性看護	1		

2) 投票期間 2025年2月10日の消印のあるものまでを有効とする

3) 投票方法 2025年1月21日以降に選挙人名簿、投票用紙などを選挙人に郵送する
郵送による無記名投票とし、定数分の票数を投票する

4) 開 票 2025年2月16日（日）10：00より

5) 開票場所 栃木県下都賀郡壬生町大字北小林880 獨協医科大学 看護学部棟4 研究室

3. 当選人の決定

1) 分野ごとに有効投票を多数得た者から順に決定し、各分野の定数に達するまでの者とする

2) 定数に達する順位の方が複数のときは正会員歴の長い順とし、正会員歴が同等の場合は、生年月日が早い者とする

3) 選挙管理委員会は当選人に当選の旨をメールで通知する

4) 理事が定数に満たない分野が生じる場合は、各分野の次点の者のうち、投票を多数得た者から順に繰り上げて当選者とする

5) なおかつ理事が定数に満たない分野が生じる場合は、理事承諾者および辞退者を除く者を被選挙人として、再選挙を行う

以 上